

町長選挙及び町議会議員一般選挙は4月23日(日)が投票日です

任期満了に伴う町長選挙及び町議会議員一般選挙の投票日は、4月23日(日)です。

私たち町民の代表を選ぶ身近な選挙です。忘れずに投票しましょう。

告示日 4月18日(火)

投票日 4月23日(日)

期日前投票期間

4月19日(水)～4月22日(土)

立候補予定者説明会

○日時 3月22日(水)

午前10時～

○場所 中央公民館2階

A研修室

※当日、説明会で使用する「地方選挙早わかり」は、有償になります。

○地方選挙早わかり
1,100円

立候補届出事前審査

○日時 4月5日(水)

午前9時～午後4時

○場所 役場2階 第3会議室

※詳しくは、「立候補予定者説明会」でご案内いたします。



◎政治家の寄附禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して寄附をすることは、いかなる名義をもつてするものであっても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

- ①政治家本人が自ら出席する結婚式及び披露宴における祝儀
- ②政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典

※①や②であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。

◎政治家に対する寄附の勧誘及び要求の禁止

政治家に対し、寄附を出すように勧誘や要求をすることは禁止されています。政治家を威迫したり、政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。

◎政治家の寄附禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状・暑中見舞状などの時候のあいさつ状を出すことは禁止されています。

◎あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞又は雑誌などにより有料の広告を出す処罰されます。

◎お問い合せ

選挙管理委員会(総務課内)
☎(84)1111(内線212)

下水道工事を実施します

次の地内において、下水道管の修繕工事を実施します。工事中は交通規制等で大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をよろしくお願い致します。

- 施工業者 ㈱岡島組
- 公共下水道管渠修繕・人孔更生工事
- 工事期間 3月下旬まで(予定)
- 工事箇所 原宿台地内
- 施工業者 中川ヒューム管工業(株)

公共下水道管渠・人孔布設替工事

- 工事期間 3月下旬まで(予定)
- 工事箇所 原宿台地内
- お問い合せ 上下水道課 下水道G ☎(84)3346(直通)

